

北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン中間の見直し

1 第6次アゼリアプラン中間見直しの趣旨

- 区では、男女共同参画の推進を図るため北区男女共同参画行動計画を策定し、計画に基づき事業を推進しているところである。現行の第6次アゼリアプランは、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の行動計画で、事業実績等については、年度ごとに事業実績報告書として公表している。
- 令和4年度は、計画期間の中間に当たることから、「計画の見直し」の考え方にに基づき、計画の進捗状況や計画策定後の社会状況等の変化に的確に対応するため、必要な見直しを行うものである。

2 第6次アゼリアプラン中間見直しの背景

（1）計画策定後の社会状況

- 令和2（2020）年以降の大きな社会的変化としてまず挙げられるのは、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大である。新型コロナのパンデミックは、人々の日常生活のあらゆる領域に多大な影響を及ぼした。その最たるものとして経済活動の停滞があり、就業・雇用に対する悪影響が広がった。総務省「労働力調査」によると、令和2（2020）年4月の就業者数及び雇用者数は男女共に大幅な減少があり、特に女性の減少幅が大きかった（就業者数：男性39万人減、女性70万人減、雇用者数：男性35万人減、女性74万人減）。緊急事態が宣言される中で、女性が多く従事している卸売・小売業、宿泊・飲食業等が大きな打撃を受け、非正規職を中心に休業や失業に追い込まれる労働者が増えていった。また、一斉休校や在宅ワークの奨励によって家庭内ケア労働の負担が増え、特に就業の継続が難しくなったという事情が重なったシングルマザーから、生活の苦しさを訴える声が大きくなっていった。さらに、コロナ感染拡大防止のための外出抑制が、家庭内におけるストレスの要因になり、DVの増加を引き起こすのではないかと懸念が出てきた。災害やパンデミック等の非常時には、より弱い立場の人々にしわ寄せが行くとされており、国連も警鐘を鳴らすと同時に各国政府に対応を求めている。その他、コロナ禍で女性の自殺率の増加が目立った。
- 各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数に関しては、日本の順位がなかなか上がらない状況のままである。令和2（2020）年は153か国中121位、令和3（2021）年は156か国中120位、令和4（2022）年は146か国中116位と低迷しており、G7の中で最下位が続いている。「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野のうち、特に「経済」121位（2022）及び「政治」139位（2022）の順位の低さが目立っている。まず、経済分野の順位の低さの要因として、男性を中心として成り立ってきた「企業文化」に、根本的な変化が生まれていないことが挙げられる。令和3（2021）年の一般労働者の

所定内給与の男女の賃金格差は、男性の賃金を100とした場合、女性は75.2であった。平成13(2001)年の65.3と比べると1割ほど縮んではいるが、諸外国と比較してもまだまだ格差は大きい。また、役職者に占める女性の割合(2021:企業規模100人以上)は部長級7.7%、課長級12.4%、係長級20.7%であり、依然としてかなりの少数派となっている。女性雇用者のうち非正規職が占める割合は、令和2(2020)年54.4%、3(2021)年53.6%とわずかながら減少傾向がみられたが、半数を超えたままである。平成27(2015)年施行の女性活躍推進法や令和2(2020)年施行のパートタイム・有期雇用労働法等によって、特に女性労働に対する雇用環境の法整備が進められているが、その効果を全面的に発揮するためには更なる支援が必要である。次に、女性の政治参画に関しては、国政では衆議院の女性議員比率9.9%、参議院の女性議員比率25.8%(2022年7月現在)と、男女比率の偏りが大きいままである。地方においても、47都道府県中女性知事は2名、20政令指定都市で女性市長は1名、1,721市区町村長のうち女性は39名という厳しい状況である(2021年12月現在)。また、都道府県議会における女性議員の比率が3割を超しているのは東京都のみ、2割を超えているのは京都府(及び東京都)だけである(2021年12月現在)。

- 一方、令和元(2019)年11月に公表された内閣府の世論調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担に対して、「賛成」35.0%(女性31.1%、男性39.4%)、「反対」59.8%(女性63.4%、男性55.6%)となり、男女共同参画社会についての人々の理解・意識改革は一定程度が進んでいる様子が見取れる。
- このように、男女共同参画社会の実現するために取り組むべき課題は、まだまだ多く残っている。コロナ感染拡大という非常事態は、ジェンダー不平等から生じる様々な問題をより顕在化させ、男女共同参画の推進の重要性を改めて認識させることとなった。

(2) 国の動き

- 令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定された。社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%にするという目標は、全体的には達成されたとはいえ、「2020年代の可能な限り早期」という新しい目標が掲げられた。
- 男性の育児休業取得率は令和2(2020)年に初めて1割を超えて12.7%となり、令和3(2021)年は13.97%まで上昇した。しかし、「2025年までに30%」という国の目標までには、まだまだ開きがある。

- 男性の育児休業取得を促進させるために、「産後パパ育休（出生時育児休業）制度」の創設を含む改正育児・介護休業法が令和4（2022）年10月から施行された。雇用主は育児休業を取得しやすいように雇用環境を整備し、（本人または配偶者が）妊娠した労働者に対して、育児休業に関わる支援策等を周知し、休業の取得意向を確認することが義務化された。
- 令和3（2021）年に「改正候補者男女均等法」が成立し、女性の政治参加を促すために、選挙候補者の選考方法の改善や、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止への取り組みが求められている。
- 令和4（2022）年6月から「AV出演被害防止・救済法」が施行され、出演者個人の人格が尊重され、その心身の健康や私生活の平穏が守られることを目的とした法規制が開始された。
- 令和4（2022）年7月から「改正女性活躍推進法」が施行された。女性の活躍に関して公開すべき情報として「男女の賃金の差異」が追加され、男女の賃金格差問題の周知・啓発が図られるようになった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって様々な支援を必要とする女性の存在が改めて可視化された中で、「困難女性支援法」が成立し、令和6（2024）年4月から施行されることが決まった。貧困や性被害、家庭関係の破綻といった困難に苦しんでいる女性を支援する保護事業は、これまで売春防止法の枠組みに沿って実施されてきたが、時代の流れと共に多様化・複合化した問題に対応するため、ようやく法改正の実現となった。

（3）東京都の動き

- 令和元（2009）年及び令和3（2021）年に「男性の家事・育児参画状況実態調査」が行われ、子育て世代の女性の家事・育児関連時間が男性の倍を上回る実態（令和元年度調査より3年度調査結果のほうが格差拡大した）等が明らかになった。
- 令和3（2021）年3月から、女性が悩みを相談できる掲示板サイト「TOKYOメンターカフェ」の運用が始まった。
- コロナ禍のため一年遅れて開催された「東京オリンピック 2020」は、参加した選手のほぼ半数が女性という大会となった。また、「多様性と調和」が理念として掲げられ、性的マイノリティであることを公表して参加した選手の数が増え、過去最大となった。
- 働く女性を支援してきた「女性の活躍推進加速化事業」が令和4（2022）年に拡充され、「女性従業員のキャリアアップ応援事業」として再スタートした。

- 令和 4（2022）年 3 月、東京都男女平等参画推進総合計画が改定され、特に以下の 3 点を中心に取組が進められている。
 - ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
 - ・根強い固定的性別役割分担意識の变革
 - ・男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組
- 令和 4（2022）年 6 月に人権尊重条例が改正され、東京都パートナーシップ宣誓制度が始まった。都の公営住宅への入居申し込み等のサービスが受けられるようになった。
- 令和 4（2022）年 8 月に都の審議会等における女性委員の任用率が 40.7%となり、初めて 4 割に到達した。

（4）北区の動き

- 令和 2 年 4 月から、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）が抱えている悩みの解決に向け、専門相談員が相談に応じる、スペースゆう・にじいろ電話相談を開始した。令和 4 年 4 月からは、電話相談に加え、戸籍の変更や公正証書の取得を検討している方、将来への不安を感じている方等を対象とし、月 1 回、法律の専門家による無料の法律相談を開始した。
- 本計画の「性の多様性の理解促進」に基づき、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現をめざし、令和 4 年 4 月から「北区パートナーシップ宣誓制度」を開始した。
- 令和 2 年 3 月、令和 2 年度から令和 11 年度を計画期間とする北区基本計画 2020 を策定した。また、あわせて令和 2 年度から令和 4 年度を計画期間とする北区中期計画も策定した。

3 第 6 次アゼリアプラン中間見直しの方針

方針の内容

- 中間の見直しであることから、第 6 次北区男女共同参画行動計画アゼリアプラン（以下「計画」という。）の柱となる目標及び課題の見直しは行わず、取り組みまでの見直しを行うこととする。
- 具体的には、計画の目標の達成状況等をこれまでの事業実績及び審議会の進捗評価等を基に検証した上で、新規事業については、計画の残存期間である 2 年間で実行が見込めるものを精査して取り込み、計画策定以降に開始した事業については、事業目標の達成に向けて必要なものを追加することとする。
- なお、取り組みに時間や多くの資源等が要すると考えられるものについては、原則として、次期計画の策定時に検討することとする。

4 第6次アゼリアプラン中間見直しの内容

(1) 目標1「人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会」

① 課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

▼施策の方向「相談体制の充実」

●取組 NO. 5「相談事業の充実」

取組の内容を「DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、こころと生き方・DV相談*、女性のための法律相談や女性のためのLINE相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。」とする。

令和4年4月よりLINE相談を開始したことから、文言を追加する。

② 課題2「性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」

▼施策の方向「人権意識の向上」

●取組 NO. 16「メディアの持つ特性の理解促進」

取組の内容を「区立小中学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通してメディアリテラシーを育成します。またメディアによる情報等を、的確に読み解き活用できる能力を身につけることや、SNSの適切な利用方法について、講座、情報誌や区立小中学校での授業等により啓発を行います。」とする。

昨今、SNS書き込みによる性犯罪や人権侵害が発生しているため、文言を追加する。

○個別事業

事業 NO. 43「ICT活用研修（メディアリテラシーの育成）の実施」を「情報モラル教育の推進」に変更する。

③ 課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」

▼施策の方向「性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」

●取組 NO. 18「女性の健康支援」

「女性の健康支援」を新たに加える。取組内容は、「女性が抱える生理に関する悩みや、年齢とともに変化していく女性ホルモンの影響による、女性特有の健康問題について、相談支援を行います。」とする。

昨今、生理の貧困が社会的問題となってきている。女性特有の健康問題につ

いて、健康相談を通じて女性を支援していくことが重要であることから追加する。

○個別事業

事業 NO. 49「女性のための健康相談事業」を新たに加える。

③ 課題4「性の多様性の理解促進」

▼施策の方向「性の多様性の理解促進」

●取組 NO. 26「性の多様性の正しい理解のための意識啓発」

取組の内容を「区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、窓口等で対応する職員等及び教職員が、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、適切な配慮・対応ができるようにハンドブックの作成及び定期的な内容の見直しを行います。」とする。

●取組 NO. 27「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）の相談体制の充実」

「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）の相談体制の充実」を「性自認・性的指向に関する相談体制の充実」に変更し、取組みの内容を「性自認・性的指向に関する悩みについて、相談体制の充実を図ります。」とする。

●取組 NO. 28「北区パートナーシップ宣誓制度の取組」

令和4年4月より開始した、北区パートナーシップ宣誓制度を、取組レベルの位置づけとし、性の多様性の理解・促進を図るため、「北区パートナーシップ宣誓制度の取組」を新たに加える。取組み内容は、「パートナーシップ宣誓制度の周知を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度導入自治体や関係機関と連携を図ります。」とする。

○個別事業

事業 NO. 85「北区パートナーシップ宣誓制度の周知」を新たに加える。

(2) 目標2「ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会」

① 課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

▼施策の方向「男性の働き方に対する意識改革」

●取組 NO. 29「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援」

取組の内容を「区内の中小企業等でワーク・ライフ・バランスに具体的な取組みを積極的に行っている企業を支援するために、アドバイザーを派遣し、

国や東京都の認定制度の取得に向けてサポートを行います。」とする。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は、令和5年4月から導入予定のSDGs認証制度の評価項目の一部と重複することから事業を終了する。

○個別事業

事業 NO. 88「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進」を削除する。

●取組 NO. 32「男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発」

取組の内容を「産後パパ育休(出生時育児休業)や育児休業の分割取得など、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催等、男性が主体的に子育てや家事に分担するための環境づくりを行います。」とする。

育児・介護休業法が改正となったことから文言を修正する。

② 課題2「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

▼施策の方向「子育て支援の充実」

●取組 NO. 36「困難を抱える家庭への支援」

取組の内容を「生活困窮・ひとり親家庭・ヤングケアラー等の困難を抱える家庭や、「新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規雇用労働者を中心に女性の雇用情勢が悪化したことに対し、各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。」とする。

新型コロナウイルスの影響で失業し貧困に陥ってしまうということが問題となったことから文言を修正する。

○個別事業

事業 NO. 124「『ヤングケアラーの理解・啓発』に関する職員及び関係機関従事者向け講演会」を新たに加える。

(3) 目標3「あらゆる分野で女性が活躍する地域社会」

① 課題1「女性活躍のための環境整備」

▼施策の方向「女性活躍推進法に基づく協議会の運営」

●取組 NO. 43：「女性活躍推進法に基づく協議会の運営」

取組の内容を「女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。」とする。

令和2年度に女性活躍推進協議会を設置したことから文言を修正する。

○個別事業

事業 NO. 140「女性活躍推進協議会の設置及び運営」を「女性活躍推進協議会の運営」に変更する。

第6次アゼリアプラン 取組等変更内容対照表

目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
5 相談事業の 充実	こころと生き方・DV相談*、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。	多様性社会 推進課 生活福祉課 教育総合相 談センター	5 相談事業の 充実	<u>DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し</u> 、こころと生き方・DV相談*、女性のための法律相談や <u>女性のためのLINE相談</u> 、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。	多様性社会 推進課 生活福祉課 教育総合相 談センター

課題2 「性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
16 メディアの 持つ特性の 理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通してメディアリテラシーを育成します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行います。	教育指導課	16 メディアの 持つ特性の 理解促進	<u>区立小中学校</u> では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通してメディアリテラシーを育成します。また、メディアによる情報等を、 <u>的確に読み解き活用できる能力を身につけることや、SNSの適切な利用方法について</u> 、講座、情報誌や <u>区立小中学校での授業</u> 等により啓発を行います。	<u>学び未来課</u>

課題2 「生涯を通じた心と体の健康支援」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
			新規 18 女性の健康 支援	女性が抱える生理に関する悩みや、年齢とともに変化していく女性ホルモンの影響による、女性特有の健康問題について、相談支援を行います。	健康推進課

課題4 「性の多様性の理解促進」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
25 性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。	職員課 多様性社会推進課 中央図書館	26 性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、 <u>窓口等に対応する職員等及び教職員が、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、適切な配慮・対応ができるようにハンドブックの作成及び定期的な内容の見直しを行います。</u>	職員課 多様性社会推進課 中央図書館

26 性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)の相談体制の充実	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)の悩みに寄り添えるよう相談体制の充実を図ります。 相談等に対応する職員等及び教職員が、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、適切な配慮・対応が取れるよう対応マニュアルを作成します。	多様性社会 推進課	<u>27 性自認・性的指向に関する相談体制の充実</u>	<u>性自認・性的指向に関する悩みについて、相談体制の充実を図ります。</u>	多様性社会 推進課
			新規 <u>28 北区パートナーシップ宣誓制度の取組</u>	<u>パートナーシップ宣誓制度の周知を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度導入自治体や関係機関と連携を図ります。</u>	<u>多様性社会 推進課</u>

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
27 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRするなど、取組を支援します。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。	契約管財課 多様性社会推進課	29 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	<u>区内の中小企業等でワーク・ライフ・バランスに具体的な取組みを積極的に行っている企業を支援するために、アドバイザーを派遣し、国や東京都の認定制度の取得に向けてサポートを行います。</u>	契約管財課 多様性社会推進課

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
30 男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	男性が子育てや家事に主体的に参画するため、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催をはじめ、男女が共に担う子育ての環境づくりを行います。	多様性社会推進課 子ども未来課	32 男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	<u>産後パパ育休（出生時育児休業）や育児休業の分割取得など、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催等、男性が主体的に子育てや家事に分担するための環境づくりを行います。</u>	多様性社会推進課 子ども未来課

課題2 「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
34 困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。	生活福祉課 子ども未来課 子ども家庭支援センター	36 困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭・ <u>ヤングケアラー</u> 等の困難を抱える家庭や、「 <u>新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規雇用労働者を中心に女性の雇用情勢が悪化したこと</u> 」に対し、各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。	生活福祉課 子ども未来課 子ども家庭支援センター

目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課題1 「女性活躍のための環境整備」

見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
41 女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進協議会を設置し、女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。	多様性社会推進課	43 女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。	多様性社会推進課